

京都市告示第375号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成27年9月24日

京都市長 門川大作

道路の種類           市道  
供用開始の期日       告示の日  
路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
深草緯214号線	伏見区深草藤田坪町1番地地先から	旧	メートル 114.70	メートル 23.60 ~54.00
	同区深草下高松町67番地の1地先まで	新	113.20	24.60 ~54.20
淀59号線	伏見区淀美豆町799番地の1地先から	旧	352.20	6.50 ~13.40
	同町1202番地の1地先まで	新	352.20	8.29 ~20.60

(建設局土木管理部道路明示課)